

様式ごとの従業員の定義

R6.2.26更新

様式	従業員の定義	備考
様式第1号（交付申請書） 「4 従業員数」	「常時使用する従業員」（手引きP5抜粋※下表参照）	申請時の補助率に係る「中小企業」「小規模企業」の区分判定のための従業員数
<必須要件> 様式第1号の5 「対象従業員数」	「常時使用する従業員」（手引きP5抜粋※下表参照）のうち、 <u>比較する両時点とも富山県内（本社・事業所・工場など全て）に在籍している従業員とします。県内外の人事異動、退職者や新規採用者で片方の時点でしか在籍していない従業員は対象に含めない。</u>	※事業場内平均賃金(時給単価)を10円以上引上げ（実績報告報告時まで）
補助率引上げ<任意> 様式第1号の6 「対象従業員数」		※給与支給総額(月額)を前年同月比で3%以上引上げ
様式第1号の2の3 事業計画書【DX枠】 労働生産性向上計画 「⑥従業員数」	正規雇用、契約社員、パート・アルバイトの合計人数（派遣社員、その他の人数は含めない） 従業員がいない場合は、役員または事業主の人数	生産性向上計画において「労働生産性(円) = 付加価値額(円) ÷ 従業員数(人)」により1人あたりの付加価値を算出

※手引きP5 抜粋

<従業員数について>

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- a 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- b 個人事業主本人
- c 家族従業員（事業主と生計を一にしている3親等以内の親族）
- d 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等

（a）日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）

（b）所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員※」の所定労働時間に比べて短い者

※本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員はパートタイム労働者となります。

「d - (b) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間または1か月の所定労働日数が4分の3以下」又は、「1週間の労働時間または1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

- e NPO法人の場合で、雇用契約関係がないボランティア等